

# 宮崎市公民連携（PPP）の 導入に向けたガイドブック

平成29年3月

人事課行政改革推進室

# 目次

I	ガイドブックの策定について	1
1	目的	1
2	公民連携(PPP)とは	1
II	PPP手法について	2
1	分類	2
2	主なPPP手法の概要	3
3	PPP検討の流れ	6
III	PPP導入に当たっての留意点	7
1	法令の遵守	7
2	競争性、公平性及び透明性の確保	7
3	責任所在の明確化及びリスク分担の定め	7
4	技術・ノウハウの維持	7
5	暴力団排除について	7

# I ガイドブックの策定について

## 1 目的

本市では、7次にわたり行財政改革に取り組んでおり、事務事業の外部委託や指定管理者制度の導入、定員の適正化などに努め、行財政改革の推進に一定の効果上げてきました。

平成28年度から開始した第7次宮崎市行財政改革大綱改訂版においても、「効率的で信頼される行政経営」を目標に掲げ、引き続き効果的な行財政改革に努めているところです。

しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、市民ニーズの多様化・高度化に伴う行政需要の増大も重なり、市の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

急激な人口減少の到来が眼前に迫る中、限られた経営資源により真に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、民間の資金やノウハウを活用していく必要があります。

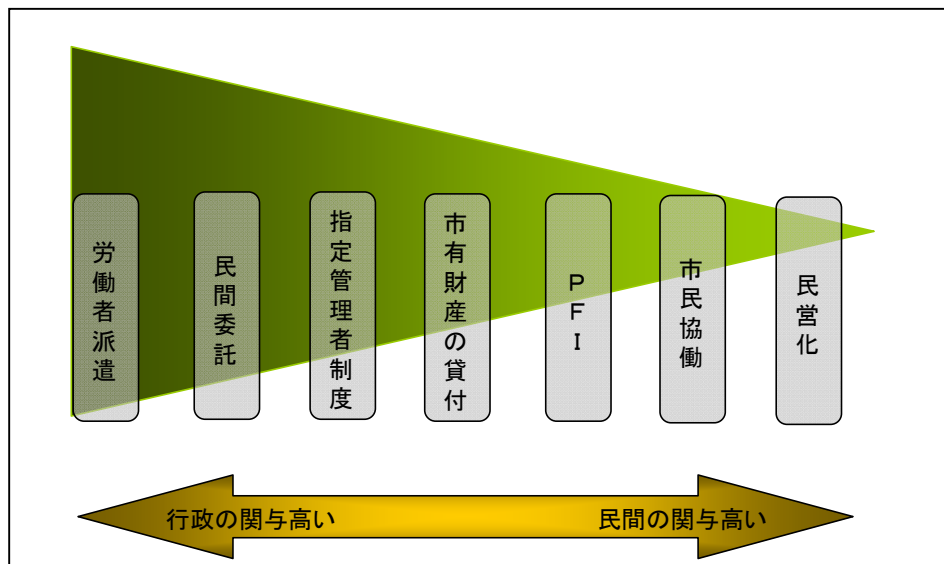
このことから、民間活用の多様な方法を全庁的に共有し、最適な公民連携を推進することを目的に、「宮崎市公民連携（PPP）の導入に向けたガイドブック」を策定します。

## 2 公民連携(PPP)とは

公民連携（PPP：Public Private Partnership）とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うことで、民間の創意工夫・技術力・資金を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものです。

その手法として、PFI・指定管理者制度・民間委託などが挙げられます。

【主なPPP手法と行政・民間の関与の度合い】



## Ⅱ PPP手法について

### 1 分類

PPP手法は下表の類型に分類できるとされています。

#### ①公共サービス型

行政が担っている公共サービスの全部または一部を、民間が主体となって提供する手法です。

- ◆PFI
  - ◆民間委託
  - ◆指定管理者制度
  - ◆労働者派遣
- など

#### ②公有財産活用型

市が所有する財産について、貸付けや名称を付ける権利の付与、広告の掲載等を行って対価を得るとともに、民間が公有財産を活用して事業を行うという仕組みです。

- ◆市有財産の貸付け
  - ◆ネーミングライツ（命名権）
  - ◆広告掲載事業
- など

#### ③規制緩和・支援型

特区制度による規制の緩和や税制等での支援措置を講じることで民間を誘導するなど、行政・民間で事業を実施する手法です。

- ◆市民協働
  - ◆連携協定
  - ◆国家戦略特区
  - ◆総合特区
  - ◆構造改革特区
  - ◆地域再生制度
- など

## 2 主なPPP手法の概要

### ① P F I (Private Finance Initiative)

従来は公共部門が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施する事業手法のことをいいます。

本市では、県を含む県内の自治体では初めて、平成29年度から公設合併処理浄化槽事業にP F Iを導入します。

#### 代表的なP F I 事業方式

類型	内容
公共施設運営権方式 (コンセッション方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金を徴収する公共施設の所有権は行政が所有</li> <li>・ 民間事業者に運営する権利を設定</li> <li>・ 行政が、民間事業者から運営権対価を徴収</li> </ul>
B T方式 (Build-Transfer) 建設 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」</li> <li>・ 建設終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」</li> </ul>
B O T方式 (Build-Operate-Transfer) 建設 運営 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」</li> <li>・ 民間事業者が契約期間中、「管理・運営」し資金回収</li> <li>・ 事業終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」</li> </ul>
B T O方式 (Build-Transfer-Operate) 建設 譲渡 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」</li> <li>・ 建設終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」</li> <li>・ 民間事業者が契約期間中、「管理・運営」し、資金回収</li> </ul>
B O O方式 (Build-Own-Operate) 建設 保有 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」</li> <li>・ 民間事業者が施設を「保有」し続け、「管理・運営」し、資金回収</li> <li>・ 事業終了後、施設の所有権を行政に譲渡せず、保有し続けるか撤去</li> </ul>
R O方式 (Rihabilitate-Operate) 改修 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「改修・補修」</li> <li>・ 民間事業者が契約期間中、「管理・運営」を行う</li> </ul>

### ② 民間委託

本市が責任を保持しながら、事務事業を民間事業者等に委託するものです。P P Pの中でも多く活用されている手法で、データ入力や印刷製本などの定型的な事務事業や専門的な知識・技術を必要とする業務を民間が請け負うことで、質の向上やコスト削減を図ることができます。

### ③指定管理者制度

本市が設置した公の施設について、法人その他の団体に当該施設の管理運営を委ねる手法です。具体的な導入手続については、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」により、進めていくこととします。

### ④労働者派遣

派遣元事業主が雇用している労働者を、派遣先である本市の指揮命令下において、労働に従事させるものです。民間委託（請負）との相違点ですが、民間委託では、本市と労働者との間に指揮命令関係が生じないという点にあります。

労働者派遣は、（１）民間委託をするほどの業務のまとまりがない場合、（２）派遣労働者が本市職員の指揮命令下のもとで業務に従事する必要がある場合、（３）ノウハウを有する委託先が存在しない場合などに活用することが考えられます。

### ⑤市有財産の貸付け

本市所有の財産を民間等に貸付け、その対価としての貸付料を受け取ることによる収入の確保及び民間が施設の効用を高める事業を展開することで、公共サービスの拡充を図るものです。

### ⑥ネーミングライツ

民間に文化施設やスポーツ施設などの公共施設に愛称をつける権利を付与し、その対価により収入の増加を図る仕組みです。民間事業者は施設に命名を行うことで広告効果を得ることができます。

### ⑦広告掲載事業

広報紙や封筒、ホームページなどの本市の資産のうち、広告媒体として利用可能なものについて民間事業者等の広告を掲載し、その対価として広告収入を得る仕組みです。

### ⑧市民協働

本市と市民活動団体が相互の信頼に立ち、共通する目的に向かって対等の立場で協力し、実現に取り組むものです。

### ⑨連携協定

企業の社会的責任（CSR）や共通価値の創造（CSV）活動と連携し、福祉・子育て・防災・環境・まちづくりといった地域が抱える社会課題の解決を図っていくものです。

※CSR（Corporate Social Responsibility）：「企業の社会的責任」とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るための企業の

あり方を指します。

※CSV (Creating Shared Value) : 「共通価値の創造」とは、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークです。

#### ⑩国家戦略特区

国が、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために指定する区域です。

区域会議（国・地方公共団体・民間事業者で組織）作成の区域計画が内閣総理大臣の認定を受けることで、その区域内で規制の適用除外や減税・金融支援を受けて事業を実施することができます。国・地方公共団体・民間事業者の三者が一体となって取り組むべき事業を推進するものです。

#### ⑪総合特区（国際戦略総合特区、地域活性化総合特区）

先駆的な取組を行う実現可能性の高い区域に、国と地域の政策資源を集中させるものです。国と地域との協働プロジェクトとして、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援します。

特区区域内で特区事業を行う民間実施主体は、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を受けることができます。

#### ⑫構造改革特区

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して緩和するものです。

規制改革についての発案を民間事業者や地方公共団体から受け、そのうち、実施可能なものについては、規制の特例措置を導入する特区を設定し、地域の活性化を図るものです。

#### ⑬地域再生制度

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。

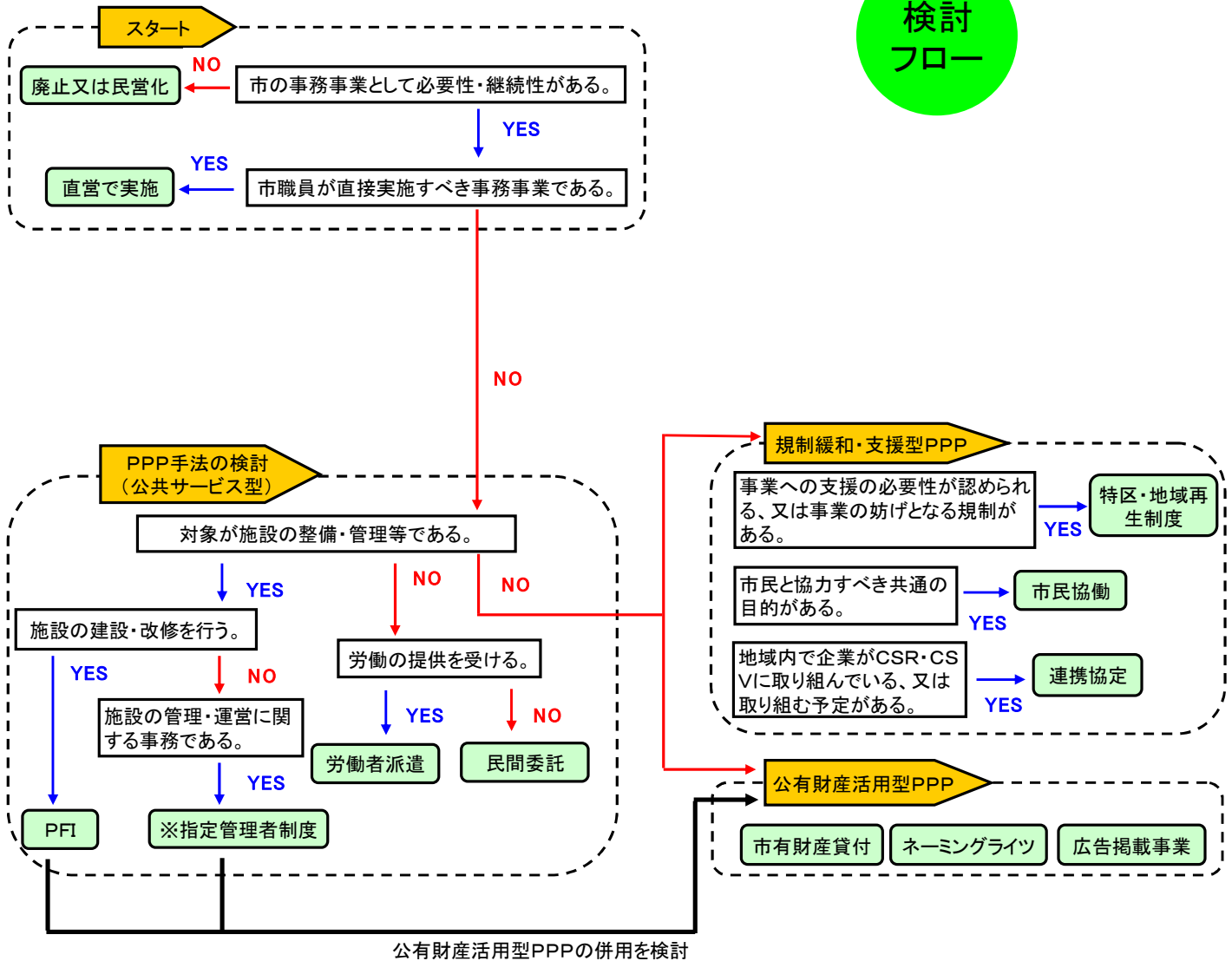
地域再生制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて、国が支援措置のメニューを整備します。

地方公共団体は、支援措置のメニューを活用した地域再生計画を国に申請し、認定を受けた場合には、当該地域再生計画に記載した事業を実施するにあたって、税制、金融等の支援措置を受けることができます。

### 3 PPP検討の流れ

PPPの導入にあたっては、以下のフローを参考にしてください。

PPP検討の流れのうち、「事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含むものに限る）」または、「単年度事業費が1億円以上（運営等のみを行うものに限る）」に該当する場合は、「宮崎市PFI導入の手引」により、PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うものとします。



※指定管理者制度の運用の詳細については、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」によることとします。



## Ⅲ PPP導入に当たっての留意点

### 1 法令の遵守

PPP手法を活用する全ての事業について、事業実施者が民事法や労働関係法、地方自治法などの法令を遵守し、事業が適切に遂行されるよう、契約書・協定書においてその旨を明確に示しておく必要があります。

### 2 競争性、公平性及び透明性の確保

契約の相手方の決定については、機会均等及び公平性の観点に合致し、多くの参加者による競争を通して市にとって最良の条件を提示した申込者を選定できるため、原則、入札や公募により実現することとします。

### 3 責任所在の明確化及びリスク分担の定め

PPPの実施に関し、市と民間との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在を確認し、契約書・募集要項及び協定書等の作成により、明確にしておく必要があります。

また、事業の実施において、予想されるリスクの内容を明確にし、市と民間との間でリスクの負担者を確認しておくことが必要です。

### 4 技術・ノウハウの維持

PPPの導入により、これまで蓄積してきた技術やノウハウが失われることがないよう、その維持・継続に努め、市の管理監督能力が低下しないよう留意する必要があります。

### 5 暴力団排除について

宮崎市暴力団排除条例等関係法令にのっとり、市の事務及び事業から一切の暴力団の関与を排除します。